

十日町市LINE公式アカウント運用要綱

令和3年7月5日
十日町市告示第150号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市（以下「市」という。）が運用するLINE公式アカウント（以下「アカウント」という。）及び当該アカウントを活用した情報配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE LINE株式会社が開発した、スマートフォン、タブレット端末及びパソコンで利用できるソーシャルネットワーキングサービスをいう。
- (2) アカウント LINEを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) 利用者 LINEを利用し、市が配信した情報を受信する者をいう。

(アカウント名等)

第3条 市のアカウント名は十日町市とし、LINE IDは@tokamachicityとする。

(アカウントの運用管理者及び担当者)

第4条 市は、アカウントの適切な運用及び管理を行うため、運用管理者及び配信担当者を置く。

- 2 運用管理者は、企画政策課長とする。
- 3 配信担当者は、企画政策課広報広聴係とする。

(遵守事項)

第5条 運用管理者及び配信担当者は、アカウントの運用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) アカウントを活用して情報発信を行う場合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令及び十日町市情報公開条例（平成17年十日町市条例第12号）その他市の規則、規程等を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害することがないよう十分留意すること。
- (3) 一度配信した情報は、削除できないことを理解し、発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意すること。
- (4) 発信した情報により、意図せずして他者を傷つけ、又は誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

(情報配信内容)

第6条 アカウントを活用し配信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 市公式ホームページ上に公開されている情報
- (2) 災害等の緊急情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が配信すべきと判断した情報
(配信時間)

第7条 前条の情報の配信時間は、原則として開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害に関する情報を配信するとき。
- (2) 選挙、休日開催のイベントや、各種行事等の現況又は結果を配信するとき。
- (3) 配信責任者及び各情報配信元の所属長が必要と認める情報を配信するとき。
(配信情報の制限)

第8条 アカウントを適正に運用するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報を配信してはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある情報
- (2) 公序良俗に反する情報
- (3) 政治、宗教活動を目的とする情報
- (4) 営利を目的とする情報。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
- (5) 事実に反する情報又は利用者に誤解を与えるおそれのある情報
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、名誉又は信用を傷つけるおそれがある情報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、アカウントの運営に支障が生じるおそれのある情報
(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報の収集・利用・提供・管理を行う場合は、十日町市個人情報保護条例（平成30年十日町市条例第43号）に従い、適切に扱うものとする。

(個人情報の制限)

第10条 配信する情報において、個人情報に関わる内容を掲載する場合は、十日町市個人情報保護条例に定めるもののほか、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 個人の氏名が画像、映像又は音声（以下「画像等」という。）に含まれる場合は、必要最小限にとどめること。
- (2) 個人を識別できる情報が画像等に含まれる場合は、当該個人の不利益にならないことが明らかな場合を除き、削除すること。
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像等に含まれないこと。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において、当該個人から承諾を得ているときは、この限りでない。

(著作権等の取扱い)

第11条 アカウントで配信する情報については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 作成、配信する情報において、著作権の市への帰属を確認し、市への帰属が確認できない部分については、除外すること。

(2) 市以外の団体又は個人が著作権を有する著作物を利用する場合は、アカウントにおける使用について、著作権所有者への使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関する注釈を配信する情報に附すこと。

(3) 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(利用者からの投稿等への対応)

第12条 市は情報配信のみを行い、利用者からの投稿や問い合わせなどに対し、個別の対応は行わないものとする。

(免責事項)

第13条 市は、アカウントを通じて利用者間又は利用者と第三者との間に生じた紛争により生じた損害について、その責任を一切負わない。

2 市は、予告なくアカウントの運用方針の変更および見直し、または運用を中止することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。